

7-3 住宅改修費助成（高齢者・障害者）

高齢者及び障害者が居住している住宅の改修費の助成

	高齢者	障害者
目的	高齢者が居住している住宅の改修に要する費用を助成することによって、高齢者が住みやすい住宅の整備を促進し、高齢者の要介護化と重度化を予防することを目的とするものです。	障害者が居住している住宅の改修に要する費用を助成することによって、障害者が住みやすい住宅の整備を促進し、障害者の日常生活の利便を図ることを目的とするものです。
助成種目	<p>予防改修 手すりの取付け、段差の解消等</p> <p>設備改修 浴槽・流し・洗面台・洋式便器への取替え</p>	<p>小規模改修 中規模改修 手すりの取付け、段差の解消等 ※中規模改修には、玄関等の住宅設備改修を含む。</p> <p>屋内移動設備 レール走行型の屋内移動装置の機器本体、スイッチ等機器本体の稼動に必要な付属機器、設置費</p>
助成対象者 (世田谷区内に在住の入院・施設入所者を除く)	<p>予防改修 65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下のため、住宅改修が必要と認められる方。</p> <p>設備改修 65歳以上の方で、介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能の低下のため、既存の設備の使用が困難な方（所得制限があります。）</p> <p>※介護保険の要介護認定を受け、要支援や要介護に該当する方に対しては、転倒予防、生活環境整備などのために必要な小規模な住宅改修（新築・増築を除く）を行った場合、かかった費用の一部が支給されます。</p>	<p>小規模改修 6歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方で下肢または体幹障害3級以上（特殊便器への取替えは上肢障害1・2級）の方、6歳以上65歳未満の方で障害者総合支援法の対象となる難病により下肢または体幹機能に障害のある方</p> <p>中規模改修 6歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方で以下のいずれかに該当する方 ① 下肢または体幹障害1・2級の方 ② 補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方</p> <p>屋内移動設備 6歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で以下のいずれかに該当する方 ① 上・下肢または体幹障害1級で、歩行が著しく困難な方 ② 補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方</p>
助成金額	費用の一部または全部を助成します。工事内容により助成基準額が変わります。また、助成基準額を超える分は自己負担になります。詳しくは、下記担当におたずねください。	
申込方法	工事着工前にご相談ください。工事着工後の助成はできません。詳しくは、下記担当におたずねください。	

担当 高齢者 →高齡福祉部 高齡福祉課 事業担当 電話番号 03-5432-2407 ファクシミリ 03-5432-3085 障害者 →障害福祉部 障害施策推進課 事業担当 電話番号 03-5432-2388 ファクシミリ 03-5432-3021	世田谷総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	地域支援担当	電話番号：03-5432-2850	ファクシミリ：03-5432-3049
		障害支援担当	電話番号：03-5432-2865	
	北沢総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	地域支援担当	電話番号：03-6804-8701	ファクシミリ：03-6804-8813
		障害支援担当	電話番号：03-6804-8727	
	玉川総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	地域支援担当	電話番号：03-3702-1894	ファクシミリ：03-5707-2661
		障害支援担当	電話番号：03-3702-2092	
	砧総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	地域支援担当	電話番号：03-3482-8193	ファクシミリ：03-3482-1796
		障害支援担当	電話番号：03-3482-8198	
	烏山総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	地域支援担当	電話番号：03-3326-6136	ファクシミリ：03-3326-6154
		障害支援担当	電話番号：03-3326-6115	